

入院時食事療養費の標準負担額

今般の光熱費及び食材費の高騰を受け、厚生労働省より入院時食事・生活療養費に関する改正が行われました。2026年6月1日より患者さまのご負担額が下記の通り変更となります。

入院時の食事療養費(患者負担額)

所得区分		2026年6月から
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	
区分ア	現役並みⅢ	1食550円(3食1,650円)
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食270円(3食810円)
(長期入院該当)	(長期入院患者)※※	1食220円(3食660円)
	低所得Ⅰ	1食130円(3食390円)
	回復期リハビリテーション病棟(療養病床65歳以上)	1食160円(3食480円)/指定難病患者1食130円(3食390円)

※ 指定難病の方は1食330円(3食990円)

※※ (長期入院患者該当)は病床、年齢、重症度によって異なる場合があります。

入院時の居住費(患者負担額)1日につき(65歳以上)

回復期リハビリテーション病棟(療養病床)ご入院中の患者さま(3西病棟・4階病棟)	1日430円
--	--------

※ 当院の回復期リハビリテーション病棟は医療療養病床を基準に届出を行っております。

※ 介護保険との均衡の観点から、医療療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養費(食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養)に要した費用について保険給付として入院時生活療養費を支給されることとなっています。

入院生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働省令で定められています。

※ 医療療養病床に入院する65歳以上の方の光熱水費の負担については、厚生労働省ホームページに情報が記載されています。